

横手市公式 Instagram『よこて旬スタグラム』で紹介する 横手市内の店舗などを募集します

掲載を希望される方は、以下の要件や注意事項などをよくご確認の上応募ください。
※選定を行った上で掲載します。掲載できない場合もある旨を、あらかじめご了承ください。

■要件

(1) 次のよこて旬スタグラムのコンセプトに合致するもの。

- ①横手市の知名度、認知度向上
- ②横手愛の醸成
- ③市内外の交流促進と新しい地域価値の創造

(2) 掲載できる写真は、店舗などで販売している料理や品物および提供するサービス、店舗の外観・内観などとしします。実店舗を持たない事業者（ネット販売やイベント販売、キッチンカーなど）でも可能です。なお店の看板やポップのみの写真は掲載できません。応募後に市から取材に伺い再度の撮影を行うこともあります。

(3) 飲食店や雑貨店など、幅広く受け付けますが、次に掲げる業種・団体などに該当する場合は受付できません。

- ①市外・県外・海外にある店舗など※横手市応援拠店など例外的に認める場合もあり
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団員
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又はこれに類似する業種
- ④タバコの販売等に関するもの
- ⑤ギャンブルに係るもの（公営競技及び宝くじを除く。）
- ⑥貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業
- ⑦特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者を除く。
- ⑧法律に定めのない医療類似行為を行う者
- ⑨占い又は運勢判断
- ⑩調査会社、探偵事務所、興信所等

- ⑪社会的な事件又は問題を引き起こしている業種又は団体
- ⑫総会屋、暴力団その他の反社会的団体又は特殊結社団体、若しくはこれらに関連する団体又は個人
- ⑬その事業を営むについて官公署等の免許、認可を必要とする場合は、その免許、認可等を受けていない者
- ⑭公的機関又は行政機関から悪質な行為等により、入札参加停止等を受けている企業等
- ⑮市税を滞納している者
- ⑯民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の者

■応募方法

下記応募フォームから掲載用の写真を添えてお申込みください。

※応募いただいた時点で、注意事項等に記載されたすべての事項について承諾したものとみなします。なお掲載のタイミングについては、ご希望を受けかねます。

URL: <https://logoform.jp/form/eQAp/651359>



■選定方法

応募のあった写真を次の選定基準に沿って審査します。なお掲載が決定した店舗のみご連絡します。

(選定基準)

- ・よこて旬スタグラムのコンセプトに沿っているか。
- ・見る人を惹きつけ、横手の魅力が感じられる写真か。

■注意事項

- ①人物が写っている場合は、必ず応募前にその本人から写真の使用につき、使用許諾を得てください。
- ②上記の場合の他、写真に第三者の知的財産権が含まれる場合、必ず応募前に権利者から写真の使用につき、使用許諾を得てください。
- ③応募写真は、第三者著作権、肖像権、プライバシー権等を侵害することのないよう、十分に注意してください。権利の侵害等が判明した場合は、応募を取り消します。また、応募者自身において第三者著作権・肖像権・プライバシー権等を侵害していないことを保証し、万一、権利侵害から生じる諸請求が発生した場合は、応募者がそのすべての責任を負うこととします。
- ④Instagram の利用規約を遵守できないものや横手市の信頼を毀損するもの、個人・企業・団体等の名誉を損なうもの、プライバシーを侵害するもの等は、対象外とします。
- ⑤応募の内容に虚偽が判明したとき、または上記「受付できない業種・団体」や上記④に該当することとなったとき等は掲載を取り消します。
- ⑥横手市は店舗の写真等の掲載を行ったことに起因し、応募者に生じた損失補償について、一切責任を負いません。
- ⑦応募者は、掲載写真等の瑕疵又は権利侵害により、第三者に損害を与えたときは、これに対して全責任を負い、横手市に迷惑を及ぼさない等に処理してください。
- ⑧応募者は、写真等の掲載に際して故意又は過失により、横手市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければなりません。
- ⑨データ送信あるいは記録媒体送付中の事故、損傷及び紛失等につきましては、横手市側は一切責任を負いません。
- ⑩写真の製作や応募に係る一切の費用は応募者の負担とします。
- ⑪応募写真は、応募者に許可を得ることなく、横手市が出稿するポスターや広告類、広報紙、デジタルサイネージ、その他 Web 媒体や Facebook ページ等の SNS に使用される場合があります。